

第2回 八尾市男女共同参画推進にかかる条例検討委員の会 会議録（要旨）

- 1 日時 平成21年7月9日（木）午前10時～12時
- 2 場所 八尾市役所本館6階 研修室
- 3 出席者 別紙
- 4 会議内容
 - (1) 挨拶、送付資料の説明
 - (2) 議事
 - ・ 八尾市男女共同参画推進にかかる条例に盛り込む内容について

5 議事内容

案件八尾市男女共同参画推進にかかる条例に盛り込む内容について

<事務局>送付資料について、質問等ありませんか。

<座長>八尾市次世代育成支援行動計画に、八尾市役所の事業主としての行動計画は載っていますか。

<事務局>これには載っていませんが、別に八尾市特定事業主行動計画があります。

<座長>事業主行動計画とは、事業者が目標値を掲げて点検をし、その実現に向けて取り組んでいくものですが、それができない場合はペナルティーがあるのですか。

<事務局>ペナルティーはありません。

<座長>「努めなければならない」というものですね。

<事務局>次世代育成支援対策推進法の中で、事業主がしなければならないことが法律に定められており、301人以上の労働者を雇用する事業主は、事業主行動計画を策定しなければならないとされています。それが平成23年4月1日以降は、101人以上となります。八尾市役所の場合は、当然301人以上ですので事業主行動計画を策定していますが、ペナルティーはありません。

<座長>児童虐待の相談体制について、これは個々の相談になるのですか。

<事務局>子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」が、虐待の相談を受けています。

<座長>相談の受付は、「みらい」が開いている時間帯になるわけですね。相談件数はどうなっていますか。

<事務局>この次世代育成支援行動計画は、平成17年につくられたのでデータとしては古いですが、41ページに当時の件数があります。

<座長>児童虐待の通報件数は、平成15年度で57件ですか。

<委員>いろいろなケースがあって、どのような体制で相談を受けているのか、直接は関わりがないけれど、環境づくりの面では大事ななと思います。

<座長>そういう現状があることを頭に入れながら、子どもの権利を守るということにも対応できるような条文にしたらいいですね。

<委員>私の友達が東京の方で、相談センターに勤めているのですが、非常に忙しくて、相談件数も多いようです。

<事務局>先日「みらい」の職員に話をうかがったところ、相談件数も、年々増えてきているそうです。また、ケースによっては、緊急保護ということもあって、非常に忙しい状況のようです。

<委員>ところで、「みらい」はどこにあるのですか。

<事務局>社会福祉会館の2階にあります。児童虐待は、地域みんなで見守り、非常事態に至らないように連絡をし合おうということから、関係者連絡会議も定期的に行われています。

そのような会議に行ったときに思うのは、子どもが虐待にあわないようにしようという雰囲気は会場の中にあるけれど、どうしてこのようなことになってしまったのかという、虐待が起こる原因にまでは、話しが至らない。虐待をするということは、それだけ二人の親の間に滑らかでない関係、円満ではない関係があって、それが夫婦間のDVとかなり関係するものがあるのではないかと思います。

<座長>児童虐待とこの条例との絡み合いですね。DVは女性に対する暴力であり、それはいけないという形で基本理念のところに書くのか。DVと児童虐待はかなりリンクしているので、児童虐待に対する関心を持つことを、基本理念あるいは責務の中で入れるか、入れないかという話になってきます。東大阪市の条例では、第7条で教育関係者の責務、あるいは第8条のところでDV及びこれと相関する児童虐待を行ってはならないと書いてあります。こういう表記が八尾の場合でもいるのではないかと。また、地域の人たち、あるいは学校関係者が気づくとか、児童虐待の場合、特に学校関係者の協力も必要ですから、その辺も入れておいた方がいいのかなと思います。

<委員>最近ニュースでも報道された不幸な事件があったのですが、子どもを家で見れなくなった親の状況や、商売がうまくいかなかった状況など、その背後にある原因は、すごく深刻な問題がたくさんあると思います。条例では、それを項目として入れた方がいいのか、八尾市として事業者を保護するというような内容を入れたらいいのかと思います。また、資料3で農業のことが出ましたが、八尾市の特産物である若ゴボウや枝豆は、すごく手間がかかる仕事で、その働き手が減っていることを知って愕然としましたし、そんな中で働いている人の多くは女性であるかと思っています。条例では、例えば行政も事業者や農家の仕事を守るといったようなものを入れてはどうでしょうか。

<座長>今、2点の話がありましたが、まずは市役所の相談体制の問題です。例えば、相談できる場所がないとか、窓口がわからない、時間は9時から5時までと限られていることについて、もう少し相談体制の充実を市の責務のところに入れておくといいと思います。あるいは「相談体制の整備等」の中に入れておく。もう一つは、農業の問題です。衰退してきている原因はやはり事業の継承が難しくなっているということ。これはもう社会的にも非常に難しい問題で、だからこそ地域の産業や農業を継承していくためにはどういう考え方、仕組みがあるのかということを考えていかないとはいけません。

<委員>全国的に酪農家もどんどん減ってきています。その原因は後継者がいないことと、休みがないことです。

<委員>何か特徴として、保護するようなことをどこかでやらないと。例えば、農業は環境も保全できるし、農業を続けることは、いろんな意味で八尾にとって良いことです。

<座長>これも「市」ということになるけれども、そういう観点から施策をしなければならぬ。例えば、休みがなかったら、休みを取れるような体制や仕組みづくり

が必要になります。それで、女性が働きやすいとか、休みが取りやすいとかいうような共同参画の体制にしていかないといけない。また、ものづくり産業に対しても率先して評価をしていかないといけません。

<委員>八尾市はものづくりのまちであるので、支援していくものがあればいいです。

<座長>そういう事業者を応援するというようなことは基本的にはプランの中にあるか。

<事務局>プランの中にあります。例えば、事業所の男女共同参画への取り組みを促すため、入札に対して、価格だけでなく、育児・介護休業制度の整備や男女共同参画を進める取り組みについても併せて評価をするというものです。総合評価入札制度の検討ということでプランに入っています。

<座長>それを男女共同参画推進条例でも、どこかに理念的に入れられるかどうか。

<委員>結局、いろいろと出てきたわけですが、一つは前文のところ、若干、書くというのが一つの方法かなと思います。それと例えば、男女共同参画の視点を、市が今後取っていく施策の中に積極的に取り入れていくべきだという条文をどこかに入れる。それでおおむね対応できるのではないかと思います。

<座長>基本理念や市の責務のあたりに入れておくということ。

<委員>そうですね。責務で入れるか、もう少し後で、例えば、積極的な差別改善措置が入るとすると、その前後で入れていくとか。あるいは広報啓発のあたりのところで入れてもいいかもしれません。というのは、責務のところに入れますと市と市民と事業者で、恐らく責務のアンバランスが出てくるような気がします。

<座長>前文で入れて、そして具体的にもう一回、広報啓発の部分で入れていくという一つの案です。また、「ものづくりのまち、八尾」を前文に入れると非常に特徴が出てきます。

前文に入れて一度作ってみてください。もし、ダメだったら後で抜けばよいので。

<委員>今まで相談するところがなかったのも、苦情処理委員会というのをぜひとも入れてほしいです。

<座長>苦情処理の場合、どのような形になるのか。豊中市の場合、これは具体的にどのように運営しておられるか、聞いていますか。

<事務局>まだ聞いていませんので、次回ご報告させていただきます。

<座長>これは、もう裁判になっているものは、除外するようになっていますか。

<事務局>係争中のものは除外という形になっています。

<座長>豊中市の場合は、国や府のレベルのものでも、苦情処理委員会にかけられるということですか。

<事務局>苦情処理委員会では、申し出られた方に結果の通知を出すだけで、国や府に報告するというものではなかったかと思います。

<座長>苦情処理の項目について、他の条例ではありますか。

推進条例だけですかね。いろんな相談があるということは確かです。そうすると、相談体制を充実させて、その中で例えば、男女共同参画の施策に関するものとそうでないものに分けていきますか。

<委員>八尾市では、苦情処理というか、市の施策全般に関する相談窓口はありますか。

<事務局>相談はいろいろなところで受けますが、苦情申し入れ窓口というものは、余り聞きません。

〈座長〉苦情ということになってくると、一般の施策、市政に対する苦情みたいなものも来るかもしれません。豊中市の場合は、調査をする専門員がいるそうですが、その人たちが調べて答えを出していくという仕組みになっているようです。

〈委員〉専門員を置いて、専門員が調査・報告し、苦情処理委員会の方で、助言、調整、斡旋、勧告、意見表明などの措置をとるということですね。

〈座長〉それで、国あるいは大阪府に対しても結果を通知すると書いてあります。

〈委員〉恐らくこれは、意見表明がポイントだと思います。国と大阪府に対しては、意見表明にとどまるという趣旨だと思います。

〈委員〉相談窓口とシェルターみたいなものはつくらないのですか。

〈事務局〉シェルターは、大阪府の施設としてあります。今のところ、市が単独でシェルターを持っている所はあまりありません。例えば、八尾の人が逃げたいというケースが起きても、危険を避けるため八尾市の施設には入りません。八尾にも母子ホームがありますが、ほとんどが他府県から来られており、八尾市に相談に来られても、府外を希望される方が多いです。

〈座長〉民間NPOというか、民間のシェルターがありますが、八尾市はそういうところへの支援をやっているのですか。

〈事務局〉八尾市は民間のシェルターがないので、申し出もなく行っていません。

〈座長〉しかし、大阪府下のネットワークがありますよね。

〈事務局〉あります。

〈座長〉市内に、民間NPOをつくるとか、そういう援助をすることは、今は考えてないとしても、そういうネットワークが機能してれば、それでもいいわけです。広域ネットワークをしっかりと機能できるようにしておかないといけません。

〈委員〉以前、相談窓口がよく分からず、近所の人が、DVのことで相談に来たとき、話しを聞いただけで帰してしまいました。

〈座長〉苦情処理というようなネーミングでは、DV相談をしたいという人は、相談に行けなくなりますね。

〈委員〉八尾警察の生活安全課に聞いてみたところ、警察に訴える人も多いようです。

〈座長〉そうしたら、相談体制の充実はやはり入れておかないといけない。市の責務などのところにDVや児童虐待など暴力に関する相談体制を充実させて、しかもネットワークで機動的に対応するというように入れてもいいのでは。

〈委員〉広報のところに入れてもいいのでは。まずここに行って下さいというように。

〈座長〉苦情処理委員会というネーミングをそのまま持つとしたら、行政に対する男女共同施策に対しての苦情に対する窓口を設置するというので、その中身は、豊中のような形になるのか。この豊中の場合も、それほど忙しくて、殺到したということは聞いていないですから、形式だけ整えておくのか、あるいは、東大阪とか、高槻のような形の窓口を設定しておくのか。

〈委員〉条例をつくるのなら、そういうものがある方が充実します。

〈委員〉ただ委員会をつくるとなると、必ず委員を委嘱しなければいけないということと、そこだけが苦情処理をするのかという問題があります。この男女共同参画、あるいは豊中市のDVの問題なんかですと、複数の部門と関わる可能性が強いですから、この形で整えるよりは、きちんと相談窓口を充実させると、そこで、こういった苦情の受付け等もして、それを市長が処理していくというような形で規定を

置いた方が、柔軟な対応を市としてはしてくれると思います。豊中のパターンだと結局、問題が起きたときに、正規のルートを通す形になってしまうわけですね。それが非常に煩雑で、結果的には遅い対応を招く可能性があると思いますので、ちょっとそのあたりのバランスを考えて決めた方がいいかと思います。

〈座長〉東大阪とか、高槻の場合は、「市長は」ということになっています。苦情処理委員を決めておいてもいいし、迅速な対応ができるのであれば決めなくてもいい。

〈事務局〉先ほど、相談事業ということで話が出ていましたが、この4月から八尾市では、市内各所、各出張所、二つの出張所を一つの単位として5カ所に相談員を配置し、全市的に何でも相談を受けるという就労生活相談事業を始めました。PRについては、市政だよりやホームページへの掲載、また民生委員さん、自治振興委員さんにそれぞれ個別に回らせていただきました。身内とか、友達には言っても市には来られないという方について、相談員が見つけに行くという手法を行っているところですが、これもどれだけ市が周知できるかということにかかってくるかと思っています。

〈座長〉それを広報体制のところに入れていく。それと共同参画の拠点施設については、何か条例に書けるようなことはあるのですか。今、拠点施設というのは、どういう形になっていますか。

〈事務局〉男女共同参画スペースが拠点施設としてあります。

〈座長〉男女共同参画拠点施設のあり方について、皆さん、ご意見はどうですか。

〈委員〉条例ができ上がったとして、それはみんなに配布されるのですか。

〈座長〉条例案ができると、市民の皆さんにご意見をいただくというパブリックコメントを実施して、最終的には議会で可決してもらうという流れになります。

〈委員〉本当にどこに相談していいかわからない人が多いです。何かパッと目につくようなものがあればいいですね。

〈委員〉私自身、子どもの虐待の問題に関心があって、地域で子育ての会を開いたのですが、場所を借りるのに費用がかかりました。ボランティアで、子育て支援のお手伝いをしようと思っても、場所がありません。

〈委員〉それに似たことは、民生委員児童委員がやっています。例えば、安中でしたら集会所を借りて、週1回行っています。

〈委員〉山本地区でもやっています。

〈委員〉子育て支援など、やりたいと思う人はきっといると思うのですが、場所がないという問題があります。

〈座長〉男女共同参画の拠点施設みたいなものがあれば、そこに相談に行こうとか、何か、友達でこんな人がいないのかとか、そういう道しるべになるわけです。拠点施設のあり方というか、整備の充実、機能の充実は、もう少しやらないといけませんね。ただ単に、そこに場所があって、好きな人はそこへ行きなさいということではなくて。

〈委員〉公の機関に相談に行くという方は極めて少ないと思います。福祉委員会では、若いお母さんの子育て支援なども活動の一つに入れてあります。自治振興委員さん、民生委員さんとの連携が非常に大事であり、地域社会で見守っていくということを中心に大きな活動の柱にしていかなければならないと思います。公の機関に頼るということだけではなくて、地域社会で問題を見つけて未然に難しい問題を防いでい

くということが肝要だと思います。

〈座 長〉例えば、そういう地域活動を積極的に支援していく、あるいは有益な連携をしていく。そういうのはやはり市がやらないといけないことだと思います。例えば、伝統を活かしながら地域活動ともうまく連携していくように広報活動をするというようなことを前文に入れてみてはどうですか。あと、拠点施設の整備ということも入れておくということでもよろしいですか。苦情処理委員会については、一応、原案を出していただけたらと思います。

〈委 員〉設置の形態として、委員会にこだわる必要はないと思います。委員会という形態も1つのあり方であるとは思いますが、先ほど申し上げたように、この形態をとるか、「市長が」という形にして、実際には担当部局が苦情処理していく形をとるか、選択はあり得ると思います。

〈座 長〉例えば高槻市のような形で入れてもらって、豊中市のことも調べた上でもう一度議論してみますので、一度原案をつくって下さい。

〈事務局〉苦情の申し出は、市がやる施策に対して不平不満、苦情があるという事に対してお受けするということでしょうか。性別による人権侵害、権利侵害を受けたときについても、同じように苦情処理委員が受けるということですか。

〈委 員〉私は、市の施策に対してのこともあるけれども、後者のことについても必要ではないかと思えます。

〈委 員〉委員を置くというのは、結局豊中の場合を見ると、これは市役所の内部で委員を委嘱するのではなく、恐らくこの会議と同じような形で委員を委嘱する形になります。それから、専門調査委員にしても、その可能性があると思うのです。そうすると、結局こういう形で委員の方の日程調整をして、会議を開いてという手続になるので時間がかかるので、それよりは、常時いらっしゃる市の担当部局の方でやっていただいた方が、少なくとも早いと思います。

〈座 長〉相談、苦情等というように、分けてはどうですか。

〈事務局〉施策については苦情、権利侵害を受けたことについては相談ということで分けて書くということですね。

〈委 員〉苦情となると相当範囲が広がって大変ではないでしょうか。市もできないものはできないし、何から何まで市がするというのもそれでいいのかと思うので、豊中市の様子を聞いてみてから判断したらどうですか。それからでも遅くないのですから。

〈事務局〉まちづくり基本条例で、第9条に説明責任という項がありますが、そこには、市は施策の立案・決定や評価のすべての過程において、その経過、内容、効果等について、市民に説明する責任を果たさなければならないとあります。市は市民の意見、提案等に対してわかりやすく応答しなければならないと書いてありますので、苦情を申し出られたら説明する責任があります。

〈座 長〉責務についてですが、事業者の責務といった場合に、市民の方に、自分のこととして思ってもらえるかということがあります。事業者の責務というと、NPOの方とかは、自分たちは事業者ではないと思うかもしれません。

〈委 員〉その問題は法律論で言うと、事業者というものの範囲をこの条例の中にどう定義するかに関わってきます。つまりNPO等も事業者に全部入ってくるという定義を、定義規定のところで入れれば、それは当該事業者の責務ということになりま

す。

<事務局>まちづくり条例では、市民の中に、事業者も含まれるように書いてありますが、既に制定済の条例であるまちづくり条例で定められているので、これからつくる男女の条例でもあわせておいた方がいいのでしょうか。

<委員>条例ごとに、どういうふうに定めを置いておくかということですので、まちづくり基本条例にそう書いてあるからといって、そのまま従わなければいけないということにはならないと思います。

<委員>それだと、分けて書いておいた方が、一般の市民の方には周知しやすいかもしれませんね。

<委員>特に男女共同参画条例ですから、事業者に関係があります。

<座長>同じように考えて、各種団体とかあるいは公益団体というようなイメージになるのか、あるいは、高槻市のように教育関係者というように、少し焦点を上げるのか、そのへんはいかかでしょうか。

<委員>たぶん条例ですから、各自治体の実情に応じて作っていくところが、一番大きいと思います。八尾市のほうで、事業者に特にこうして欲しいということがあれば、特出ししてつくるべきだと思います。逆にそうではなくて、広く事業者で、中にはNPOのような団体まで含めて考えていくということであれば、事業者の幅を広く取っていくべきだということになりますので、たぶん問題点としては、どの部分に注目して条例を作りたいかというあたりだと思います。

<委員>東大阪市の条例で、第2条に事業者とは「本市の区域内において、公的であると私的であることを問わず、及び営利であると非営利であることを問わず、事業を行うものをいう」とあります。

<座長>八尾市において事業者とはどういう範囲なのか、あるいは事業者といった場合に、農業法人とかは自分たちのことだと考えてくれるのか、あるいは農業者たちは市民の責務の方だ思うのか。

<事務局>市民の定義では、例えばですが、本市の区域内に住んで、在住、在勤、在学とかいうような、一定の約束をつくっておいた方がいいのでしょうか。

<委員>法律の技術的な話ですが、基本的に市民というのは、地方自治法等で決まってくるから、定義する必要はありません。地方自治法という市民の場合には、原則としては住民票のある方が市民ということです。そうすると、働く人で八尾市外に住民票があれば、この方は市民ではないということになります。まちづくり基本条例の場合には、働く人、それから学校に来る人も市民に入れたいということで、この形の定義になっています。ですから、この条例が適用されるときに市民の幅をどうとるか、定義する必要があるかないかということが特徴になってくると思います。従って、男女共同参画ですから、やはり働く人にもきちっと守っていただく必要があると思いますので、この場合には、恐らくほぼ、このまちづくり基本条例と同じような形で市民の定義を入れた方が適切であろうと思います。

<事務局>市民の定義を入れておいて、ほかの条項で「何人も」と入れるのは構わないのですか。

<委員>それは特に問題ないと思います。

<座長>それでは、定義に市民も入れておきましょうか。事業者の定義も一応入れておいて、NPOとかそういうものも入れるのか、入れなくても農業経営者などは事業

者に入るといような形で考えるのか。

<委員>この条例が完成した後に、簡単な解説をつくられる予定はありますか。

<事務局>はい、つくる予定です。

<委員>それでしたら、条例に落とし込みにくいものは基本的に逐条解説の方に落としただらいいですね。

<座長>他市で、各種団体の責務とか市民公益活動団体の責務というのをあえて入れているのは、やはりそういう広い分野での気づきが欲しいという意味で入れているわけですね。八尾市においても、事業者の責務、あるいは団体の責務というのを入れておいてもいいわけですね。

<事務局>各種団体も入れておくということですか。

<座長>はい。教育関係者も入れておいて、あとで削るということにしましょうか。

<委員>地域も団体も、女性の委員はいますが、そのトップを務めるのは男性であるかと思えます。女性がもっと自立するというか、進出する意識を持たないといけないということは条例に書いてはいけないのですか。

<委員>男女共同参画社会という理念と、今言われたようなことが適合するかどうか、私の感覚では、書かれない方が適格的かなと感じます。

<委員>ただ、女性の意識の向上というのは必要だと思います。

<座長>そのことは貴重なご意見で、例えば男女共同参画の定義で、女性自身ももう少し頑張ってもらいたいという意味合いも込めて、自らの意思によって活動に参加する、個性と能力を発揮することにより、ともに責任を担うというようにしてもいいですね。

<委員>高学歴であるのに実際に仕事についてない、持っている能力が活かされていない女性が多くいます。また、環境整備の面では、子どもが産まれても、預けるところがないということがあります。

<座長>女性が教育を受けて、やる気もあるのだけれども、それが発揮できない環境というのがありますよね。それは子育て環境が非常に劣悪だということ。そういう女性を周囲がみんな応援していくというのが、共同参画推進条例をつくる意味なのです。

<委員>支援できるような体制つくるということが一番肝心です。八尾市には、子育て支援として、登録制のボランティアのようなものはあるのですか。

<事務局>ファミリーサポートセンターがあります。

<座長>そうですね、子育て環境の充実ということは、これからの課題であるので、できれば、例えば前文の今日の経済情勢、少子高齢化というところに、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現には、やっぱり子育て支援が重要になってくるというのが必要かと思えます。

<委員>教育関係者の責務というのは東大阪市に入っていますが、これもしっかり明確に、八尾市の方でも入れた方がいいのではないかと思います。男女共同参画の意識ができる、できないというのは、いわゆる子どもの頃に決まってしまうので、教育関係者にそのところを注意深く見ていただいたり、考えていただくという意味では、教育関係者というのをクローズアップしていてもいいのかなと思います。

<事務局>基本理念についてご意見をうかがわせていただきたいと思います。

〈座 長〉基本的には基本理念は基本法の理念を踏襲していますが、基本法自身が少し古い
ですから、例えば特にDVであるとか、教育や就労というクローズアップされて
きた課題を入れながら、その中でちょっとアレンジするのか、あるいは組み込ん
だものを、原案で提示していただけたらと思います。

〈事務局〉では、組み込んだものを用意します。

〈座 長〉中身の濃い議論、ありがとうございました。事務局その件はお願いしておきます。

〈事務局〉次回の会議は、7月30日木曜日、午前10時から予定しておりますので、本日
いただきましたご意見をふまえ、資料を作成しご案内と一緒に一週間前くらいに
お送りいたします。これにて閉会とさせていただきます。本日は、どうもありが
たうございました。

別紙

(委員)

細見	三英子	座長
関根	聡	副座長
西田	幸介	委員
中西	啓詞	委員
二宮	久子	委員
小松	照明	委員
眞鍋	トミエ	委員
大中	美子	委員

※欠席・・・柏本景司委員、土本品美委員

(事務局)

松村	節子	人権文化ふれあい部次長
万代	辰司	人権文化ふれあい部次長兼課長
中山	寛規	人権政策課男女共同参画推進係係長
北野	智恵子	人権政策課男女共同参画推進係副主査

- 資料
- ・次第
 - ・資料1 先進市の男女共同参画推進条例とその特徴
 - ・資料2 本市で既に制定済の同様の条例
(人権尊重の社会づくり条例、地域安全条例
市民参画と協働のまちづくり基本条例)
 - ・資料3 八尾市のデータ
(高齢化率、合計特殊出生率、農業人口など)
 - ・資料4 八尾市次世代育成支援行動計画(冊子で送付)
 - ・資料5 条例の内容検討資料
 - ・資料6 東大阪市の男女共同参画推進条例